

令和8年度福島県障がい者相談支援（障がい者ケアマネジメント） 従事者養成研修開催要項

1 研修目的

本研修は、地域の相談支援体制の充実に資するため、障がい者（児）に係る相談支援従事者養成研修を実施することで、障害者総合支援法における相談支援事業、児童福祉法における障害児相談支援事業及び障害福祉サービス事業に従事する人材の養成並びに資質の向上を図ることを目的とするものです。

2 研修期間および会場

○相談支援専門員

共通講義2日間、演習6日間、実地研修2回

※研修の全体構成及び日程は別紙資料1を参照ください。

○サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）

共通講義2日間

※研修の全体構成及び日程は別紙資料1を参照ください。

※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として従事する方は、本研修のほか、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「サービス管理責任者等実践研修」の修了が必要です。

共通講義

日時：令和8年6月16日（火） 受付 9:15～9:45 講義 9:45～17:30
令和8年6月17日（水） 受付 9:00～9:15 講義 9:15～17:40

会場：福島県男女共生センター 1階 研修ホール

〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1

演習 ※A日程、B日程を受講者で選択することはできません。

A日程：令和8年7月15日（水）～7月17日（金）、9月9日（水）～9月11日（金）

B日程：令和8年7月22日（水）～7月24日（金）、9月16日（水）～9月18日（金）

会場：郡山市総合福祉センター（A日程・B日程共通）

〒963-8024 福島県郡山市朝日一丁目29-9

実地研修

日程・会場：共通講義内で案内いたします。

3 主催 福島県

4 運営主体（事業委託先） 一般社団法人福島県相談支援専門員協会

5 受講対象者

障害者総合支援法（又は児童福祉法）に基づく業務に従事する上で、障がい者ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、NPO法人等の職員であって、以下に該当する者を主な対象者とします。

- (1) 相談支援事業所の**相談支援専門員**として従事する者
- (2) 障がい者ケアマネジメントを担当する市町村等職員
- (3) 障がい福祉サービス事業所の**サービス管理責任者**として従事する者
- (4) 障害児通所・入所支援の**児童発達支援管理責任者**として従事する者

6 定員

400名 うち相談支援専門員 100名

うちサービス管理責任者等300名

ただし、定員を超過した場合は、選考させていただきます。

7 受講申込

○相談支援専門員 ※共通講義のほか、**実地研修、演習**を受講する方

ア 申込方法 ・ Google フォーム

イ 申込先



<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe4IbbgfKINbe8dvfWRwNny7WeHxFKBK8iQvNCZxY37vAaXIQ/viewform?usp=publish-editor>

ウ 申込期限 ・ 令和 8 年 4 月 2 7 日（月） 2 3 時 5 9 分

○サービス管理責任者等 ※共通講義のみ受講する方

ア 申込方法 ・ Google フォーム

イ 申込先



https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc6BPqD-S8fOPaJwXPdj2_cf2BRM9GmncTIgpNRTfuVMerrIA/viewform?usp=publish-editor

ウ 申込期限 ・ 令和 8 年 4 月 2 7 日（月） 2 3 時 5 9 分

※注意事項

・サービス管理責任者等として従事しようとする方は、共通講義まで受講のうえ、後日募集を開始するサービス管理責任者等基礎研修の受講をお申し込みください。

・電話、ファクス又はメールでの申し込みは受け付けませんのでご注意ください。

8 受講者の決定及び通知

受講者については、福島県障がい福祉課が選考の上決定し、令和8年5月下旬に通知します。

9 修了証書

研修の全日程を修了した方には、福島県から修了証書を授与します。

※ 以下に該当する場合、後日提出頂く承諾書に基づき即時受講取消になりますのでご注意ください。

- (1) 受講料の振込を納付期日までに行わない場合
- (2) 事前課題等の提出物を期限までに提出しない場合
- (3) 研修の全日程を受講できない場合（遅刻・早退・途中退席を含む）
- (4) 受講態度が著しく悪い場合（私語・居眠り・携帯電話の利用等）、または研修の円滑な実施を妨げる行為がある場合（演習等において途中離脱や終始無言、協調性に欠けた言動等）
- (5) 受講申込時に記載された実務経験に関して虚偽の記載があった場合

10 受講料

相談支援専門員（共通講義2日間・演習6日間・実地研修2日間） 16,000円

サービス管理責任者等（共通講義のみ） 4,000円

※納付方法等についての詳細は、受講決定通知の際にお知らせします。

※途中で受講を取りやめた場合や受講取消となった場合であっても、納付された受講料は返金されません。

※その他、旅費及び滞在費等は派遣者もしくは受講者の負担とします。

11 テキスト

次のテキストを必ず購入してください。

『改定 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編』

日本相談支援専門員協会＝監修／小澤 温＝編集

価格：3,500円（税別） 中央法規

※受講決定通知書送付の際にテキスト購入の案内を同封いたします。

12 その他

申し込み頂いた皆様の個人情報、研修に係る事業のみの目的で使用します。他の目的で使用すること、無断で第三者に提供することはありません。

13 問合せ

- (1) 受講申込みや辞退、研修内容や会場に関する問い合わせ先

・福島県相談支援専門員協会事務局

電話：070-2273-4414（※受付時間：午前9時～午後5時まで）

- (2) 受講要件に関する問い合わせ先（各事業の指定権者）

・相談支援専門員：各市町村障がい福祉担当窓口

・サービス管理責任者等：各中核市または各保健福祉事務所